

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 施設の名称
周南市美術博物館
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益財団法人周南市文化振興財団
所在地 周南市大字徳山5854番地の41
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(参 考)

公益財団法人周南市文化振興財団の概要

1 団体の目的等

公益財団法人周南市文化振興財団は、市民生活の中に芽生える幅広い文化芸術活動を振興、助長し、個性豊かな地域文化の展開を図るための事業を行い、「うるおい」と「やすらぎ」にみちた市民生活と文化の香り高いまちづくりの推進に寄与することを目的とし、音楽や演劇、美術や歴史など文化全般にわたる様々な活動を通して、豊かな地域社会づくりに貢献している。

2 設立年月日 昭和56年10月22日

3 所在地 周南市大字徳山5854番地の41

4 事業内容

- (1) 文化芸術の鑑賞の機会を提供する事業
- (2) 文化芸術の普及、情報提供及びふれあい交流に関する事業
- (3) 地域文化団体と連携し豊かな文化環境の整備に関する事業
- (4) 青少年の育成及び造形教育の振興に関する事業
- (5) 美術作品、歴史資料の収蔵及び収集並びに調査研究及び展示に関する事業
- (6) 地域の美術作品を身近に触れる機会を提供する事業
- (7) 文化芸術の拠点施設の管理運営に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

5 組織等 (人数は平成28年1月現在)

- (1) 役員 10人 (理事8人 (理事長1人、理事7人)、監事2人)
- (2) 評議員 5人
- (3) 職員 18人